

東京女子医科大学における公的研究費の不正使用防止計画

統括管理責任者（研究部門担当理事）
不正使用防止計画推進室

東京女子医科大学は、公的研究費を適正に管理・運営及び不正使用等を防止するため、「東京女子医科大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」第20条に基づき、「東京女子医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」のもと、「東京女子医科大学における公的研究費の不正使用防止計画」（以下、「不正使用防止計画」という。）を以下のとおり策定します。

東京女子医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

（令和3年9月29日理事会承認）

- (1)不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に周知・公表する。
- (2)事務処理に関するルールや事務処理に関する権限と責任について明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- (3)不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を実施する。
- (4)適正な予算執行を行うために、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。
- (5)公的研究費の使用に関するルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- (6)公的研究費の適正な管理・運営のため、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。
- (7)公的研究費の不正使用が認められた場合には、別途定める規程に基づき、懲戒処分等の適正な措置を講じる。

不正使用防止計画

1 責任体系の明確化

不正を発生させる要因	不正防止策	行動施策 【 】は担当部署等
(1)最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者（以下、「責任者」という。）の役割と責任、不正使用防止の責任体系の周知が不十分であ	責任体系の明確化	①各責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた規程を整備し、各責任者の職名をホームページ等で学内・学外に周知・公表する。 【不正使用防止計画推進室】

る。		②最高管理責任者は、理事会等において各責任者に対して責任体制の啓発を促し意識の向上を図る。 【最高管理責任者】
----	--	--

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	不正防止策	行動施策
(1)コンプライアンスに対する意識が希薄である。	コンプライアンス教育の実施	①公的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員を対象として、不正防止対策の理解と促進を目的としてコンプライアンス教育を実施するとともに、理解度のチェックを行う。 【不正使用防止計画推進室】 ②公的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員を対象として、公的研究費を適切に使用する旨の「誓約書」の提出を求める。 【不正使用防止計画推進室】 ③コンプライアンス推進委員会を定期的に開催して教育内容の見直しを行う。 【不正使用防止計画推進室】
(2)不正使用防止に対する意識が希薄である。	啓発活動の実施	④全ての教職員、理事に対して、意識の向上と浸透を図り不正を起こさせない組織風土を醸成することを目的として啓発活動を実施する。 【不正使用防止計画推進室】
(3)研究不正に対する意識が希薄である。	研究倫理教育の実施	⑤競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員および研究に携わる教職員に対して、研究活動上の不正行為を理解するためにe-APRINを5年毎に受講させる。 【研究推進センター研究管理課】

<p>(4) 公的研究費等の使用ルールと運用の実態が乖離している。</p>	<p>ルールの明確化・統一化</p>	<p>⑥ 公的研究費に係る事務処理手続きに関するルールを明確に定め、ルールと運用の実態に乖離がないか適宜見直しを行う。 【研究推進センター 研究管理課 外部資金管理室】</p> <p>⑦ 利用者が理解しやすいように「公的研究資金の支出基準」「東京女子医科大学 文部科学省科学研究費助成事業（文科科研費）学内使用マニュアル」を作成し、研究者等がアクセスし易いように学内イントラに掲載して周知する。また、その内容については、定期的に見直しを行う。 【研究推進センター 研究管理課 外部資金管理室】</p> <p>⑧ モニタリング等を通じて、異常および疑問が生じたこと等をまとめ、原因分析と対策を講じる。 【不正使用防止計画推進室】</p>
<p>(5) 事務処理手続きに係る権限や各段階の関係者の職務権限が不明瞭である。</p>	<p>職務権限の明確化</p>	<p>⑨ 「公的研究資金の支出基準」「東京女子医科大学 文部科学省科学研究費助成事業（文科科研費）学内使用マニュアル」において公的研究費等使用時の権限と責任を定め周知する。 【研究推進センター 研究管理課 外部資金管理室】</p> <p>⑩ 決裁手続きを科研費説明会およびホームページに掲載して周知する他、効率的な情報提供の方法を検討、実施する。 【研究推進センター 研究管理課 外部資金管理室】</p>
<p>(6) 告発の仕組み、告発者の保護等が周知されていない。</p>	<p>告発等の取扱い、調査、懲戒に関する規程の整備、運用の透明化</p>	<p>⑪ 告発窓口の案内、利用方法、通報者の保護について、ホームページ、コンプライアンス教育を通じて学内・学外に周知する。 【不正使用防止計画推進室】</p>

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因	不正防止策	行動施策
(1)不正発生要因の把握が不十分であること、また不正発生要因の不正防止計画への反映が不十分である。	不正を発生させる要因の把握、不正発生要因を反映した不正防止計画の策定・実施	①不正使用防止計画推進室は内部監査室と連携してモニタリングを実施し、不正発生要因を把握したうえで、不正使用防止計画を策定、実施する。 【不正使用防止計画推進室、内部監査室】 ②不正使用防止計画は、不正発生要因に応じて随時見直し、効率化・適正化を図る。 【不正使用防止計画推進室、内部監査室】

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	不正防止策	行動施策
(1)予算の執行状況管理が不十分である。	予算執行状況の管理	①公的研究費管理システムにより、研究者毎、課題毎に研究費の執行状況をモニタリングし、年度末に予算執行が集中しないように指導する。 モニタリングの結果を統括管理責任者へ報告し、統括管理責任者は研究管理課外部資金管理室及び研究者に改善を指導する。 【研究推進センター 研究管理課外部資金管理室】 ②執行状況に何らかの問題がある研究者については繰越制度や返還等の案内を含め適正な執行を喚起する。 【研究推進センター 研究管理課外部資金管理室】
(2)発注段階での支出財源の特定が不十分である。	発注段階での支出財源の特定	③発注段階での支出財源の特定を徹底するよう指導、注意喚起を行う。 【研究推進センター 研究管理課外部資金管理室】
(3)取引業者との癒着がある。	不正な取引の防止	④一定の取引実績を考慮した業者への誓約書の徴取など、取引業者に対する牽制を行う。 【経営統括部 購買・管財課】
(4)検収制度が形骸化している。	事務部門による検収	⑤検収は、検収担当部署（事務）と研究者が相互検収を実施し、発注データ等（見積書・納品書）と納入された現物との照合を徹底す

	特殊な役務の検収	る。 【経営統括部 購買・管財課】 ⑥特殊な役務については、必要に応じて専門的知識を有する発注者以外の者により業者からの報告書等のチェックを行う。 【経営統括部 建築設計室情報システム課】
(5)非常勤雇用者について業務の事実確認が不十分である。	非常勤雇用者の勤務状況の管理	⑦採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行う。 【経営統括部 人事課、研究推進センター 研究管理課外部資金管理室】
(6)換金性の高い物品の管理が不十分である。	換金性の高い物品の管理	⑧管理台帳により管理するとともに、取得年度、予算名、管理部署、備品番号を記載したシールを発行し、当該備品への貼付の指導を徹底する。 【経営統括部 購買・管財課】 ⑨内部監査時に現物確認（抽出照査）を行う。 【内部監査室】
(7)旅費請求手続きが形骸化していること、および出張の事実確認が不十分である。	出張計画の実施状況の管理	⑩申請の際、用務内容、日時、出張先等の資料の添付を義務付け、用務内容と支出経費との関連を確認する。更に、出張報告書には、出張の事実と支出経費との関連を確認し、必要に応じて当該申請者への照会、出張の事実確認を行う。 【経営統括部人事課、研究推進センター 研究管理課外部資金管理室】
(8)旅費、謝金等について、学生が不正行為に加担してしまう恐れがある。	学生に対するルールの周知	⑪学部学生、大学院生に対して旅費、謝金について、研究倫理教育の講義において基本的なルール等について周知を図る。 【医学部・看護学部教務委員会、医学研究科・看護学研究科委員会】

5 情報発信・共有化の推進

不正を発生させる要因	不正防止策	行動施策
(1)相談窓口の周知が十分でない。	相談窓口の周知	①使用ルール、公的研究費の制度等の相談を受ける相談窓口について、学内に周知する。 【不正使用防止計画推進室】

(2)不正防止に向けた取組が正確に伝わらないと学内、学外の理解が得られない。	不正防止への取組に関する情報の周知	②行動規範、基本方針、不正使用防止計画等をホームページに掲載し、公的研究費の不正使用に対する本学の取組を学内・学外に公表する。 【不正使用防止計画推進室】
--	-------------------	--

6 実効性のあるモニタリング体制の整備・実施

不正を発生させる要因	不正防止策	行動施策
(1)不正発生のリスク除去・軽減に結びつかない、形式的なモニタリングが行われている。	財務情報に対するチェック リスクアプローチ監査の実施 内部監査室、監事、会計監査人との連携	①定期的にルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかの検証を行う。 【内部監査室】 ②予め不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちを含めた、関係者への聞き取り調査を行うなど、リスクアプローチ監査を実施する。(特に、謝金・給与、旅費、備品関係) 【内部監査室】 ③内部監査室は、監事および会計監査人と連携し、必要な情報提供を行うとともに定期的に意見交換を行う。 【内部監査室】

以上